

ご存知ですか？使って得する助成金《原則として返済不要》

試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）

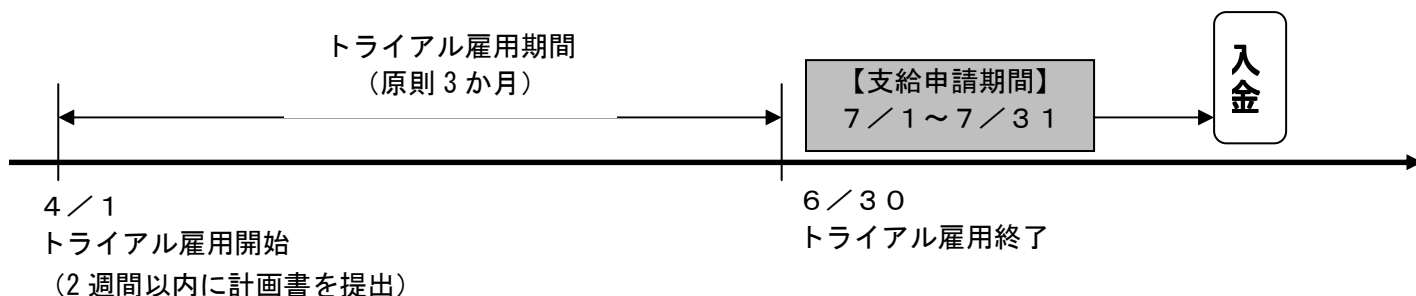
フリーターやシングルマザーの試用期間への助成金です！

この助成金は、ハローワークなどの紹介により一定の人材を採用し、一定期間の試用期間を雇用した場合に支給されるものです。

受給金額：最大 12 万円

（対象労働者 1 人当たり：最大月額 40,000 円×3 カ月分）

【受給イメージ】 ※トライアル雇用開始日が 4 月 1 日と仮定



【受給要件と必要書類】

- ①雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ②以下の労働者をハローワークなどの紹介により雇うこと。
 - ・ 45 歳以上の中高齢者 ・ 40 歳未満の若年者 ・ 母子家庭の母 ・ 季節労働者
 - ・ 中国残留邦人等永住帰国者 ・ 障害者 ・ 日雇労働者 ・ 住居喪失不安定就労者 ・ ホームレス
- ③トライアル雇用期間（原則として 3 か月）まで継続して雇うこと
- ④過去 3 年間に於いて、トライアル雇用に係る対象者を雇用していた場合は対象外となります。
- ⑤支給申請には他にも要件がございます。詳しくは「雇用の安定のために」の冊子などをご確認ください。

【当事務所は初めて当事務所をご利用のお客様のために無料出張相談会を実施しております。（大阪府及び周辺地域対象）】

【無料出張相談会】下記の項目をご記入の上、お申し込みください。

貴社名	ご相談希望日時（第1希望～第3希望）
お名前	① 月 日 午前・午後 時
ご役職	② 月 日 午前・午後 時
T E L	③ 月 日 午前・午後 時
M a i l	

【備考】

オーダーメイド労務管理事務所

〒584-0007 大阪府富田林市南旭ヶ丘町12-35

TEL:0721-21-3115 FAX:0721-21-3116

管理番号：001-001-201104-1